

書面表決書

令和2年9月30日付2北ま住第2019号「特定空家等の状態にあるか否かの判定及び特定空家等に係る措置について（諮問）」により諮問があった東京都北区空家等対策審議会の各議題について、下記のとおり表決します。

令和2年 月 日

東京都北区空家等対策審議会委員

氏名 _____

議 題	表決	意見等
(1) 特定空家等に対する命令に関する審議について（管理番号30-09） 【第63号議案】	賛成 ・ 反対	
(2) 特定空家等に対する命令に関する審議について（管理番号01-14） 【第64号議案】	賛成 ・ 反対	
(3) 特定空家等に対する勧告に関する審議について（管理番号01-19） 【第65号議案】	賛成 ・ 反対	
(4) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に対する助言又は指導に関する審議について（管理番号02-01） 【第66号議案】	賛成 ・ 反対	
(5) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に対する助言又は指導に関する審議について（管理番号02-02） 【第67号議案】	賛成 ・ 反対	
(6) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に対する助言又は指導に関する審議について（管理番号02-03） 【第68号議案】	賛成 ・ 反対	

裏面へ続く

<p>(7) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に対する助言又は指導に関する審議について (管理番号02-04) 【第69号議案】</p>	<p>賛成 ・ 反対</p>	
<p>(8) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に対する助言又は指導に関する審議について (管理番号02-05) 【第70号議案】</p>	<p>賛成 ・ 反対</p>	
<p>(9) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に対する助言又は指導に関する審議について (管理番号02-06) 【第71号議案】</p>	<p>賛成 ・ 反対</p>	
<p>(10) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び特定空家等に対する助言又は指導に係る事前一括承認について 【第72号議案】</p>	<p>賛成 ・ 反対</p>	

※それぞれ案件の表決に○をして、御返送ください。

東京都北区条例第二十号

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項本文の規定に基づき、東京都北区に設置された附属機関（以下「附属機関」という。）の会議（以下「会議」という。）における議案の審議等（以下「審議等」という。）の特例について定めるものとする。
(審議等の特例)

第二条 審議等について定める東京都北区条例、東京都北区規則その他審議等について定めるもの（以下「条例等」という。）の規定にかかわらず、附属機関は、会議の招集による審議等に代えて、当該附属機関の構成員に対する書面の回付その他当該附属機関の長が指定する方法による審議等（以下「持回り審議等」という。）を行うことができる。

2 前項の規定を適用する場合（映像と音声の送受信により当該附属機関の構成員の状態を認識しながら通話をすることができ機能を利用する方法による審議等の場合において、技術的理由等により審議等の視聴システムを整備することが困難なときを含む。）には、条例等の会議の公開に関する規定は、適用しない。

3 第一項の規定を適用する場合の東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁

償に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号）の規定の適用については、持回り審議等一回につき勤務一日とみなす。

（特例の適用期間）

第三条 前条の規定を適用する場合は区長が緊急かつやむを得ないと認める場合とし、その適用期間は東京都北区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区空家等対策審議会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	職業・所属・団体名
1	会 長	たか はし まさ お夫 高 橋 雅 夫	学識経験者（日本大学法学部法律学科教授）
2	副会長	うち やま ただ あき 内 山 忠 明	学識経験者（弁護士・東京都北区建築審査会委員）
3	委 員	おお しま まさ み 大 島 正 美	東京司法書士会 北・荒川支部長
4	委 員	き さ ぬ き ただし 木佐貴 正	（一般社団法人）東京都建築士事務所協会 北支部長
5	委 員	こ ばやし いさむ 小 林 勇	（公益社団法人）東京都宅地建物取引業協会 北区支部相談役
6	委 員	て づか やす ひろ 手 塚 康 弘	（NPO法人）日本地主家主協会 理事長
7	委 員	や の まこと 矢 野 誠	王 子 警 察 署
8	委 員	おお こし しゅう いち 大 越 周 一	赤 羽 警 察 署
9	委 員	さ とう まさ かず 佐 藤 雅 一	滝 野 川 警 察 署
10	委 員	やま ぎき ゆう いち 山 崎 裕 一	王 子 消 防 署
11	委 員	おか べ たく み 岡 部 卓 海	赤 羽 消 防 署
12	委 員	むら おか そう いち 村 岡 聡 一	滝 野 川 消 防 署
13	委 員	こみやま しょう いち 小宮山 庄 一	北 区 危 機 管 理 室
14	委 員	ふじ の ひろ し 藤 野 浩 史	北 区 生 活 環 境 部
15	委 員	みね ぎき ゆう じ 峯 崎 優 二	北 区 健 康 福 祉 部
16	委 員	まえ だ ひで お 前 田 秀 雄	北 区 保 健 所
17	委 員	さ とう のぶ お夫 佐 藤 信 夫	北 区 土 木 部

令和2年9月30日現在

特定空家等の状態にあるか否かの判定及び特定空家等に対する助言
又は指導に係る事前一括承認について（説明資料）**1 事前一括承認制定の趣旨**

周辺的生活環境への悪影響について近隣住民から通報があり、改善の要請をしてもなお所有者等による改善が見込まれない空家等については、速やかに空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条に基づく特定空家等に対する措置を講じる必要があることから、次に開催される審議会を待たずに、東京都北区空家等対策審議会条例（平成 29 年 3 月東京都北区条例第 2 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号の規定による事前の諮問及び答申を経ないで特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に対する助言又は指導を行うことができることとするため、「特定空家等の状態にあるか否かの判定及び特定空家等に対する助言又は指導に係る事前一括承認基準」（以下「事前一括承認基準」という。）を定め、迅速な特定空家等の状態の改善を図る。

2 事前一括承認の要件及び要件とする理由

- 要件 1** 周辺的生活環境への悪影響について、近隣住民等からの通報があること。
【要件とする理由】
⇒ 近隣住民からの通報があり、現に周辺への悪影響が発生している事案については、特に速やかな特定空家等の改善が望まれるため。
- 要件 2** 区による現地調査の結果、要件 1 の通報に係る周辺的生活環境への悪影響が認められること。
【要件とする理由】
⇒ 通報に係る悪影響が実際に発生していることを確認する必要があるため。
- 要件 3** 当該特定空家等の所有者等に対して改善を要請しても改善される見込みがないこと。
【要件とする理由】
⇒ 改善の要請に対する反応がない、改善に向けた具体的な動きがみられないなどの理由により、所有者等において改善される見込みがない場合は、迅速に空家特措法第 14 条に基づく措置を講じる必要があるため。
- 要件 4** 居住その他の使用がなされていないことが常態であることについて、所有者等が否定していないこと。
【要件とする理由】
⇒ 事前一括承認による特定空家等であるか否かの判定及び当該特定空家等に対する助言又は指導は、空家等であることについて疑いがない場合に限り行うこととする必要があるため。

3 事前一括承認に係る報告

事前一括承認の適切な運用を図るため、事前の答申を経ないで特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に対する助言又は指導をしたときは、直近に開催される審議会において、その報告をする。